

<障害者雇用促進企業等登録申請手続きにかかる押印の廃止について>

日頃から、県の物品調達事務につきましてはご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

現在、県では、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、行政手続きにおける押印の見直しを行なっているところです。

つきましては、障害者雇用促進企業等登録申請手続きにおける押印を廃止することとし、別添のとおり、関係要領の改正を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 主な改正点

物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱
様式第1号

「障害者雇用促進企業等登録申請書」及び様式第3号「障害者就労施設等取引
実績書」中の申請者の印を削除する。

(ただし、取引実績証明書にかかる証明書の印は省略不可)

別添、「新旧対照表」のとおり

2. 改正日

令和3年1月1日

※令和3年1月1日以降の申請から適用となります。

3. 要綱・様式

<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/youkou.pdf>

長崎県出納局物品管理室
担当：横 田
TEL：095-895-2881